

千葉県工業用水道事業中期経営計画に関する懇談会設置要綱

(設置)

第1条 「千葉県工業用水道事業中期経営計画（平成25年度～29年度）（以下、「中期経営計画」という。）」の課題である「施設更新・耐震化計画」の策定や資金確保策等について、学識経験者、受水企業及び関係団体の意見を聴取するために、「千葉県工業用水道事業中期経営計画に関する懇談会（以下、「中期経営計画に関する懇談会」という。）」を設置する。

なお、中期経営計画に関する懇談会は、地方公営企業法第14条の規定に基づき、条例により設置された附属機関ではないものとする。

(所掌事項)

第2条 中期経営計画に関する懇談会は、次の事項について意見を聴取する。

- (1) 「施設更新・耐震化計画」の策定に関すること。
- (2) 各地区の料金改定等を含む資金確保策に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、中期経営計画の推進に関すること。

(構成)

第3条 中期経営計画に関する懇談会は、別表の者をもって構成する。

座長は、構成員の互選により選出し、中期経営計画に関する懇談会の議事進行を行う。

(中期経営計画に関する懇談会の開催)

第4条 中期経営計画に関する懇談会は、必要に応じて千葉県企業庁長が開催する。

(設置期限)

第5条 中期経営計画に関する懇談会の設置期限は、平成27年度までとする。

(事務局)

第6条 中期経営計画に関する懇談会に関する事務は、千葉県企業庁管理・工業用水部工業用水課及び施設設備課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、中期経営計画に関する懇談会の運営、その他必要な事項は、千葉県企業庁長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月10日から施行する。

附 則（平成25年11月6日）

この要綱は、平成25年11月7日から施行する。

附 則（平成27年3月31日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別 表

中期経営計画に関する懇談会構成員

構 成 員	団 体 職 氏 名
学識経験者	首都大学東京都市環境学部 特任教授 小泉 明
	東洋大学経営学部経営学科 教授 石井晴夫
受水企業	(株)クボタ京葉工場生産技術課 丸山明男
	住友化学(株)千葉工場 総務部 総務チーム チームリーダー 土井史春
	新日鐵住金(株)君津製鐵所 総務部上席主幹 大浦芳弘
関係団体	(一社) 千葉県経済協議会 工業用水効率化対策委員会 委員長 岩山眞士
	(一社) 日本工業用水協会 専務理事 本郷秀昭